

◎地球温暖化対策基本法案新旧対照表

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>地球温暖化防止対策の推進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 実施計画（第八条・第九条）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条―第二十七条）</p> <p>第五章 森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）</p> <p>第六章 割当量口座簿等（第二十九条―第四十一条）</p> <p>第七章 雑則（第四十二条―第四十七条）</p> <p>第八章 罰則（第四十八条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するとともに中長期目標（地球温暖化対策基本法（平成二十一年法律第 号）第九条に規定する中長期的な目標をいう。第八条</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 京都議定書目標達成計画（第八条・第九条）</p> <p>第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条―第十九条）</p> <p>第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条―第二十七条）</p> <p>第五章 森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）</p> <p>第六章 割当量口座簿等（第二十九条―第四十一条）</p> <p>第七章 雑則（第四十二条―第四十七条）</p> <p>第八章 罰則（第四十八条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が</p>

第一項において同じ。)の達成に資するため、同法第三条に定める基本原則にのっとり、地球温暖化防止対策に関し、実施計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための具体的な措置を講ずること等により、地球温暖化防止対策の着実な推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」、「温室効果ガス」及び「温室効果ガスの排出」の意義は、それぞれ地球温暖化対策基本法第一条第一項、第三項及び第四項に規定する当該用語の意義による。

2 この法律において「地球温暖化防止対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふつ化硫黄

4| この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏れさせ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5| この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6| この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量

二 〇五 〔略〕

（国の責務）

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進すると

3| この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

4| この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 京都議定書第三条7に規定する割当量

二 〇五 〔略〕

第三条から第六条まで 削除

もに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関し、行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、前条第六項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

6 国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずる

ように努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

第二章 実施計画

(実施計画)

第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するとともに中長期目標の達成に資するため、地球温暖化対策基本法第十条第一項に規定する基本計画に即して、温室効果ガスの排出の抑制等に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二〇七 〔略〕

八 第二条第四項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置に関する基本的事項

九 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化防止対策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、実施計画を公表しなければならない。

第二章 京都議定書目標達成計画

(京都議定書目標達成計画)

第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めなければならない。

2 京都議定書目標達成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

二〇七 〔略〕

八 第三条第四項に規定する措置に関する基本的事項

九 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、京都議定書目標達成計画を公表しなければならない。

(実施計画の変更)

第九条 政府は、平成二十一年において、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、実施計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、実施計画を変更しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、実施計画の変更について準用する。

第三章 削除

第十条から第十九条まで 削除

(京都議定書目標達成計画の変更)

第九条 政府は、平成二十一年において、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、京都議定書目標達成計画を変更しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、京都議定書目標達成計画の変更について準用する。

第三章 地球温暖化対策推進本部

(地球温暖化対策推進本部の設置)

第十条 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 京都議定書目標達成計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。

(組織)

第十二条 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織する。

(地球温暖化対策推進本部長)

第十三条 本部長は、地球温暖化対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(地球温暖化対策推進副本部長)

第十四条 本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(地球温暖化対策推進本部員)

第十五条 本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(事務)

第十七条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十八条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 [略]

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める。

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 [略]

2 都道府県及び市町村は、実施計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、実施計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2 5 7 「略」

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、実施計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 5 3 「略」

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化防止対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 5 12 「略」

るものとする。

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2 5 7 「略」

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 5 3 「略」

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 5 12 「略」

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十条の四 [略]

2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 [略]

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化防止対策の推進を図るために関係を有する者

三 [略]

3 [略]

(事業者の事業活動に関する計画等)

第二十二條 事業者は、その事業活動に関し、実施計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、実施計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十条の四 [略]

2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 [略]

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

三 [略]

3 [略]

(事業者の事業活動に関する計画等)

第二十二條 事業者は、その事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

(地球温暖化防止活動推進員)

第二十三条 都道府県知事及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化防止対策に関する知識の普及並びに地球温暖化防止対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化防止対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 [略]

三 地球温暖化防止対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 [略]

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第二十四条 都道府県知事等は、地球温暖化防止対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進セ

(地球温暖化防止活動推進員)

第二十三条 都道府県知事及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 [略]

三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 [略]

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第二十四条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進セ

ンター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化防止対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二・三 〔略〕

四 地球温暖化防止対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五・六 〔略〕

3～7 〔略〕

（全国地球温暖化防止活動推進センター）

第二十五条 環境大臣は、地球温暖化防止対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

一（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二・三 〔略〕

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五・六 〔略〕

3～7 〔略〕

（全国地球温暖化防止活動推進センター）

第二十五条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化防止対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化防止対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 〔略〕

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化防止対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四〇六 〔略〕

3・4 〔略〕

〔地球温暖化防止対策地域協議会〕

第二十六条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化防止対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化防止対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2・3 〔略〕

（環境大臣による地球温暖化防止活動の促進）

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 〔略〕

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四〇六 〔略〕

3・4 〔略〕

〔地球温暖化対策地域協議会〕

第二十六条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2・3 〔略〕

（環境大臣による地球温暖化防止活動の促進）

第二十七条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化防止対策に関する知識の普及並びに地球温暖化防止対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

第二十八条 政府及び地方公共団体は、実施計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

（割当量口座簿の記録事項）

第三十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 〔略〕

二 保有する算定割当量の種別（第二条第四項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごと）に識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）

三・四 〔略〕

第二十七条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

第二十八条 政府及び地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

（割当量口座簿の記録事項）

第三十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 〔略〕

二 保有する算定割当量の種別（第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごと）に識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）

三・四 〔略〕

(措置の実施の状況の把握等)

第四十二条 政府は、地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

(関係行政機関の協力)

第四十三条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関し、地球温暖化防止対策の推進について必要な協力を求めることができる。

2
〔略〕

(措置の実施の状況の把握等)

第四十二条 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

(関係行政機関の協力)

第四十三条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。

2
〔略〕

改正案	現行
<p>第十条 [略]</p> <p>②⑤ [略]</p> <p>⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 十二の二 [略]</p> <p>十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量(地球温暖化防止対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第四項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。)の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第六号及び第十二号に掲げる事業に該当するものを除く。)</p> <p>十四 十七 [略]</p> <p>⑦②④ [略]</p>	<p>第十条 [略]</p> <p>②⑤ [略]</p> <p>⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 十二の二 [略]</p> <p>十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。)の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第六号及び第十二号に掲げる事業に該当するものを除く。)</p> <p>十四 十七 [略]</p> <p>⑦②④ [略]</p>

改 正 案	現 行
<p>2 〔略〕</p> <p>（業務の範囲） 第八十七条の二 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務の遂行を妨げない限度において、算定割当量（地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第四項に規定する算定割当量をいう。</u>）に係る取引その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>（業務の範囲） 第八十七条の二 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務の遂行を妨げない限度において、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第六項に規定する算定割当量をいう。</u>）に係る取引その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>（信用協同組合） 第九条の八〔略〕</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十六〔略〕</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第四項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第十号及び第十五号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八〇二十一〔略〕</p> <p>三〇八〔略〕</p>	<p>（信用協同組合） 第九条の八〔略〕</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十六〔略〕</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第十号及び第十五号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八〇二十一〔略〕</p> <p>三〇八〔略〕</p>

改 正 案	現 行
<p>（信用金庫の事業） 第五十三条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〇十二 〔略〕</p> <p>十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条</u>第四項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十四〇十六 〔略〕</p> <p>4〇9 〔略〕</p>	<p>（信用金庫の事業） 第五十三条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〇十二 〔略〕</p> <p>十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条</u>第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十四〇十六 〔略〕</p> <p>4〇9 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第六条〔略〕</p> <p>2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 算定割当量（地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第四項（定義）</u>に規定する算定割当量）その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの</p> <p>四 〔略〕</p> <p>3～7 〔略〕</p>	<p>（業務の範囲） 第六条〔略〕</p> <p>2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第六項（定義）</u>に規定する算定割当量）その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの</p> <p>四 〔略〕</p> <p>3～7 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（金庫の事業） 第五十八条〔略〕</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十七 〔略〕</p> <p>十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第四項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十九〇二十一 〔略〕</p> <p>三〇八 〔略〕</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条〔略〕</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十七 〔略〕</p> <p>十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十九〇二十一 〔略〕</p> <p>三〇八 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十条 「略」</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一～十三 「略」</p> <p>十四 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第四項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十五～十七 「略」</p> <p>3～10 「略」</p>	<p>（業務の範囲） 第十条 「略」</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一～十三 「略」</p> <p>十四 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十五～十七 「略」</p> <p>3～10 「略」</p>

改 正 案	現 行
<p>第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〇七 〔略〕</p> <p>八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第四項（定義）</u>に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第二項第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>九〇十一 〔略〕</p> <p>二〇九 〔略〕</p>	<p>第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〇七 〔略〕</p> <p>八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第六項（定義）</u>に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第二項第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>九〇十一 〔略〕</p> <p>二〇九 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第五十四条〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〇十五 〔略〕</p> <p>十六 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第四項</u>に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するもの以外のもの</p> <p>十七〇十九 〔略〕</p> <p>五〇八 〔略〕</p>	<p>（業務の範囲） 第五十四条〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〇十五 〔略〕</p> <p>十六 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第六項</u>に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するもの以外のもの</p> <p>十七〇十九 〔略〕</p> <p>五〇八 〔略〕</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第二十一条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〇十七 〔略〕</p> <p>十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化防 止対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第 四項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以 下同じ。</u>）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間 で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標 の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又は これに類似する取引であって、主務省令で定めるもの（次号にお いて「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、第五号及び 第十六号に掲げる業務に該当するもの以外のもの</p> <p>十九〇二十一 〔略〕</p> <p>5〇8 〔略〕</p>	<p>（業務の範囲） 第二十一条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〇十七 〔略〕</p> <p>十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対 策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第六項 に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同 じ。</u>）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約 定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数 値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれ に類似する取引であって、主務省令で定めるもの（次号において 「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、第五号及び第十 六号に掲げる業務に該当するもの以外のもの</p> <p>十九〇二十一 〔略〕</p> <p>5〇8 〔略〕</p>

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）（附則
（第五条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるものうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>一〜十二 [略]</p> <p>十三 地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第二項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進のための施設を整備する事業 地方公共団体</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるものうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>一〜十二 [略]</p> <p>十三 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第二項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進のための施設を整備する事業 地方公共団体</p> <p>2・3 [略]</p>

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策基本法（平成二十一年法律第 号）第二條第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二條第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二條第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二條第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化</p>

2
5
〔略〕
対策基本法第二十一条第三項第四号に掲げる物質をいう。

2
5
〔略〕
対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十五条〔略〕</p> <p>2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化（地球温暖化対策基本法（平成二十一年法律第 号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>（業務の範囲） 第十五条〔略〕</p> <p>2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。</p> <p>三 〔略〕</p>

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律五十六号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本方針） 第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 基本方針を定めるに当たっては、地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十条の二第一項に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようになるとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮するものとする。</p> <p>4 5 7 「略」</p>	<p>（基本方針） 第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 基本方針を定めるに当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十条の二第一項に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようになるとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮するものとする。</p> <p>4 5 7 「略」</p>

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）（抄）（附則第九条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基本指針） 第二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 基本指針は、地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第八条第一項に規定する実施計画と調和するものでなければならない。</p> <p>4 5 6 〔略〕</p>	<p>（基本指針） 第二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 基本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画と調和するものでなければならない。</p> <p>4 5 6 〔略〕</p>